

仕様書

1 件名

岡山市東部クリーンセンター余剰電力売却（単価契約）

2 予定売却電力量

非バイオマス分 2, 864, 000 kWh

3 売却期間

令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで

4 履行場所

岡山市東区西大寺新地453番地5

5 受給地点

C-GIS引込みブッシングの電源側接続点

6 送電責任分界点

受給地点に同じ

7 財産責任分界点

受給地点に同じ

8 接続電力系統

中国電力ネットワーク株式会社

9 電気方式等

- (1) 電気方式 交流3相3線式
- (2) 受給最大電力 3, 900 kW
- (3) 周波数 60 Hz
- (4) 標準電圧 66, 000 V
- (5) 力率 遅れ90パーセントから進み95パーセント

10 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 廃棄物
- (3) 定格出力 12, 100 kW×1基
- (4) 最大電力 12, 100 kW

11 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）、電気事業法関連

- (1) 当該発電設備は、再エネ特措法における再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電（一般廃棄物））として経済産業省の認定（FIT認定 令和4年3月まで）を受けている。
- (2) 受注者は、原則、発電契約者として、本発電設備を含む発電バランスンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。

(3) 受注者は原則として発注者に代わり、計画値同時同量の責務を負うものとする。発注者に発電インバランスが発生した場合の責務は受注者に帰属するものとする。

また、受注者は、本発電設備で発生する発電インバランスの費用を負担するものとし、その費用は契約金額に含むものとする。

(4) 契約期間中に再エネ特措法等の関連法令が廃止もしくは大幅に改正された場合、契約単価を含む契約条件について協議するものとする。

また、令和3年度のバイオマス比率について、過去の実績平均から47.7%として試算するものとし、大幅な変動が予想される事象は現時点ではありません。

期間	バイオマス比率
平成29年度 第4四半期	55%
平成30年度 第1四半期	52%
第2四半期	49%
第3四半期	46%
第4四半期	51%
平成31年度 第1四半期	49%
第2四半期	48%
第3四半期	48%
第4四半期	45%
令和2年度 第1四半期	45%
第2四半期	41%
第3四半期(10月)	43%
過去3年間平均	47.7%

1.2 契約条項

別紙「契約書(案)」を基本とし、本市と協議して再エネ特措法で規定する特定契約に基づいた契約書を作成し、締結するものとする。また、落札者は、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、落札者の責任と負担で遅滞なく締結するものとする。なお、平成25年度以降、余剰電力売却の落札者への売電を託送供給により実施中である。

1.3 定期点検等

令和3年度における定期点検等の予定は以下のとおりである。

内容	期間
共通停止	令和3年6月10日～6月28日

共通停止期間では蒸気タービン、発電機が連続停止となる。なお、共通停止期間以外にも、焼却炉の運転状況に応じた一時的な発電機停止が発生する場合がある。

1.4 その他

別紙1 平成29～令2年度余剰電力量実績の内訳及び令和3年度余剰電力量推計

※平成31年4月～令和2年3月までの1時間ごとの売電量等をデータで入手希望の場合は、公告文3条4項の期間内に、同項の仕様書に関する質問の宛先に、同方法で送信希望の電子メールアドレスを明記の上請求すること。

別紙2 日負荷曲線(参考)

別紙3 非化石証書の認定対象となる燃料区分でのバイオマス比率(平成31年度実績)